

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は、人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものである。冤罪はあってはならないと、誰も認めることでありながら後を絶たない。2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年の東住吉事件に至るまで、無期懲役という重罰事件に対する再審無罪が続いている。

再審は、無辜が救済される最後の砦である。しかし、再審開始が認められて無罪となる過程では、大きな壁を乗り越えなければならないのが実情である。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を開示しないことが多くあるということである。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から新規・明白な無罪証拠を提出することが求められる。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権をもつ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が裁判所に開示されないまま、有罪が確定する事例が後を絶たない。無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くは、検察が保有しているにもかかわらず、開示されなかったものであり、当該証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたはずである。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立て（上訴）が許されていることである。「袴田事件」では検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が長期化している。「名張毒ぶどう酒事件」の奥西勝さんに至っては、1964年に一審無罪判決、2005年では再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申立てにより、89歳で無念の獄死を遂げられている。こうした悲劇をくり返さないためには、公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定に不服があることを示す「上訴」には、法的な制限を加える必要がある。

再審法制における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が焦眉の課題であり、誤った有罪裁判を受けた無辜の者を迅速に救済するため、下記のとおり再審法制の改正を行うよう強く求める。

1. 再審請求人の求めに対し、検察が有する証拠の全面開示を法整備すること。
2. 再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）がいたずらに行われることのないよう制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月19日

鳴門市議会